

公益社団法人全国大学保健管理協会役員の選任等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国大学保健管理協会定款（以下「定款」という。）第22条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任等に関する必要な事項を定めるものとする。

(選任手続)

第2条 理事は、定款に定める地方部会が推薦し、総会において選任する。

2 各地方部会から推薦する理事の人数は、理事会において別に定める。

第3条 監事は、定款に定める地方部会が推薦し、総会において選任する。

2 監事の選任を総会に附議するときは、法令に基づき監事候補者の同意を得るものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。